

# 医療法及び医師法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずること。

## 第二 医療法の一部改正

一 医師少数区域等における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有する医師の認定に関する事項

- 1 厚生労働大臣は、臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師少数区域（二の1の(三)の医師少数区域をいう。3において同じ。）等における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験その他の厚生労働省令で定める経験を有するものであることの認定をすることができるものとすること。（第五条の二関係）

- 2 医業等に関して、1の認定を受けた医師である旨を広告することができるものとすること。（第六

## 条の五第三項関係)

3 医師少數区域等における医療の確保のために必要な支援を行う病院その他の厚生労働省令で定める病院の開設者は、その病院が医業をなすものである場合等は、臨床研修等修了医師であつて1の認定を受けたものに、これを管理させなければならないものとするとともに、地域における医療の提供に影響を与える場合等は、臨床研修等修了医師であつて1の認定を受けていないものにこれを管理させることができるものとすること。 (第十条第三項関係)

## 二 都道府県における医師確保対策の実施体制の整備に関する事項

### 1 医療計画等の策定事項の見直し

- (一) 厚生労働大臣が定める良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針において定めるものとされている事項に、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項及び医師の確保に関する基本的な事項を追加すること。 (第三十条の三第二項関係)
- (二) 都道府県が(一)の基本的な方針に即して、かつ、地域の実情に応じて定める当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）において定めるものとされて

いる事項に、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項、医師の確保に関する次に掲げる事項及び(三)に関する事項を追加すること。（第三十条の四第一項関係）

ア 二次医療圏及び三次医療圏における医師の確保の方針

イ 厚生労働省令で定める方法により算定された二次医療圏における医師の数に関する指標を踏まえて定める二次医療圏において確保すべき医師の数の目標

ウ 厚生労働省令で定める方法により算定された三次医療圏における医師の数に関する指標を踏まえて定める三次医療圏において確保すべき医師の数の目標

エ イ及びウに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

(三) 都道府県は、(二)の医師の確保に関する事項を定めるに当たっては、提供される医療の種別ごとに、(二)のイの指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる二次医療圏（以下「医師少数区域」という。）及び医師の数が多いと認められる二次医療圏を定めることができるものとすること。（第三十条の四第六項及び第七項関係）

(四) 都道府県は、(二)の医師の確保に関する事項については三年ごと、外来医療に係る医療提供体制の

確保に関する事項については六年ごとに、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとすること。（第三十条の六関係）

## 2 地域医療対策協議会の機能強化

(一) 都道府県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、協議が調つた事項について、公表しなければならないものとすること。（第三十条の二十三第一項関係）

(二) 地域医療対策協議会の構成員に民間病院の管理者を追加すること。（第三十条の二十三第一項関係）

(三) (一)の協議を行う事項は、次に掲げる事項とすること。（第三十条の二十三第二項関係）

- ア 医師少数区域等における医師の確保に資するとともに、医師少数区域等に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項
- イ 医師の派遣に関する事項

ウ アの計画に基づき医師少数区域等に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援

## 助に関する事項

エ 医師少数区域等に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

オ 医師少数区域等における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・

厚生労働省令で定める取組に関する事項

カ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項

キ その他医師の確保に関する事項

(四) 都道府県知事は、(三)のイの事項についての協議を行うに当たっては、医師の派遣が医師少数区域等における医師の確保に資するものとなるよう、1の二)のイの指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえることその他の厚生労働省令で定める事項に配慮しなければならないものとすること。(第三十条の二十三第三項関係)

(五) 都道府県知事は、(一)の協議が調つた事項に基づき、特に必要があると認めるときは、地域医療対策協議会の構成員に対し、医師少数区域等の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができるものとし、当該構成員は当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう

努めなければならない（公的医療機関にあつては、協力しなければならない）ものとすること。（

### 第三十条の二十四、第三十条の二十七及び第二十一条関係）

#### 3 地域医療支援事務及び医療勤務環境改善支援事務の見直し

(一) 都道府県の地域医療支援事務について、2の一の協議が調つた事項に基づき実施するものとし、

また、地域医療支援事務に次に掲げる事務を追加すること。（第三十条の二十五第一項関係）

ア 2の三のアの計画を策定すること。

イ 2の三のイからエまでの事項の実施に関し必要な調整を行うこと。

(二) 都道府県又は委託を受けた者は、医療勤務環境改善支援事務を実施するに当たり、医師少數区域等に派遣される医師が勤務することとなる病院又は診療所における勤務環境の改善の重要性等について特に留意するものとすること。（第三十条の二十一第三項関係）

(三) 都道府県又は委託を受けた者は、地域医療支援事務及び医療勤務環境改善支援事務を実施するに当たつては、相互に連携を図らなければならないものすること。（第三十条の二十一第四項及び第

### 三十条の二十五第五項関係）

### 三 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項

1 都道府県は、二次医療圏その他の都道府県知事が適当と認める区域（<sup>3</sup>において「対象区域」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（この三において「関係者」という。）との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとすること。（第三十条の十八の二第一項関係）

- (一) 二の1の(二)のイの指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項
  - (二) 病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項
  - (三) 複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項
  - (四) 医療提供施設の建物、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項
- 2 関係者は、1の協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよ

う努めなければならないものとすること。 （第三十条の十八の二第二項関係）

- 3 都道府県は、対象区域が構想区域その他の都道府県知事が適当と認める区域（この3において「構想区域等」という。）と一致する場合には、当該対象区域における1の協議に代えて、当該構想区域等における地域医療構想の達成を推進するために必要な事項についての協議の場（四において「地域医療構想調整会議」という。）において、1の（一から四までの事項等について協議を行うことができるものとすること。 （第三十条の十八の二第三項関係）

#### 四 地域医療構想に係る都道府県知事の権限の追加に関する事項

- 1 都道府県知事は、病院の開設又は病院の病床数の増加（以下「病院の開設等」という。）の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設等によつてこれを超えることになると認めるとときは、申請者に対し、当該構想区域において病院の開設等が必要である理由等を記載した書面の提出を求めることができるものとすること。 （第七条の三第一項関係）

2 都道府県知事は、1の理由等が十分でないと認めるときは、申請者に対し、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができるものとし、また、地域医療構想調整会議での協議が調わないときは、申請者に対し、都道府県医療審議会に出席し、1の理由等について説明をするよう求めることができるものとすること。 (第七条の三第二項及び第四項関係)

3 申請者は、都道府県知事から2の求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならぬものとすること。 (第七条の三第三項及び第五項関係)

4 都道府県知事は、2の協議及び説明の内容を踏まえ、1の理由等がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、申請者（公的医療機関等に限る。）に対し、病院の開設等の許可を与えないことができるものとすること。 (第七条の三第六項及び第七項関係)

5 1から4までは、診療所の病床の設置又は病床数の増加の許可の申請について準用するものとすること。 (第七条の三第八項関係)

## 五 その他

病院等（病院、診療所又は助産所をいう。この五において同じ。）を管理する医師、歯科医師又は助

産師は、医師少数区域等に開設する診療所を管理しようとすると場合等に該当するものとしてその病院等の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院等を管理しない者でなければならぬるものとすること。（第十二条第二項関係）

### 第三 医師法の一部改正

#### 一 国等の責務に関する事項

1 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保するため、医師がその資質の向上を図ることができるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとすること。（第一条の二関係）

2 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとすること。（第十六条の七関係）

## 二　臨床研修病院の指定権限の都道府県への移譲等に関する事項

1 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならないものとすること。 （第十六条の二

### 第一項関係）

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる基準その他厚生労働省令で定める基準を満たすと認めることでなければ、1の指定をしてはならないものとすること。 （第十六条の二第三項関係）

- (一) 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
- (二) 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
- (三) 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、1の指定等をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会又は地域医療対策協議会の意見を聴かなければならないものとすること。 （第十六条の二第五項及び第六項関係）

4 都道府県知事は、3により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、1の指定等に当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならないものとすること。（第十六条の二第七項関係）

5 厚生労働大臣は、毎年度、あらかじめ、医道審議会の意見を聴いた上で、9の厚生労働省令で定めるところにより、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（1の都道府県知事の指定する病院をいう。以下同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下同じ。）の定員を定めるものとすること。

（第十六条の三第一項及び第二項関係）

6 都道府県知事は、5の厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、医師少数区域等における医師の数の状況に配慮した上で、9の厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとすること。（第十六条の三第三項及び第四項関係）

7 都道府県知事は、6の研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならないものとすること。（第十六条の三第五項及び第六項関係）

8 都道府県知事は、7により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、6の研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならないものとすること。（第十六条の三第七項関係）

9 6の研修医の定員の定めに関して必要な事項は、厚生労働省令で定めるものとすること。（第十六条の八関係）

### 三 医療提供体制の確保等の観点からの医師の研修を行う団体等に対する要請に関する事項

1 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならぬものとし、当該団体は当該計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならないものとすること。（第十六条の八第一項及び第五項関係）

2 厚生労働大臣は、1の意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬものとすること。（第十六条の八第三項関係）

3 都道府県知事は、2の意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならぬものとすること。（第十六条の八第四項関係）

4 厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知識及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができるものとし、当該団体は、当該要請に応じるよう努めなければならないものとすること。（第十六条の九関係）

#### 第四 施行期日等

##### 一 施行期日

この法律は、平成三十一年四月一日から施行するものとすること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

1 第二の二の2（三の才を除く。）及び3、四並びに五並びに第三の一及び三 公布の日

2 第二の一及び第三の二 平成三十二年四月一日

## 二 検討規定

- 1 政府は、医療の分野における国民の需要が高度化し、かつ、多様化している状況においても、医師がその任務を十分に果たすことができるよう、大学が行う臨床実習をはじめとする医学に係る教育の状況を勘案し、医師の資質の向上を図る観点から、医師法の規定について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後三年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとすること。（附則第二条第一項関係）
- 2 政府は、臨床研修の評価に関する調査研究を行うものとし、当該調査研究の結果を勘案し、臨床研修と医師が臨床研修を修了した後に受ける医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修とが整合性のとれたものとすること等により、医師の資質の向上がより実効的に図られるよう、臨床研修の在り方について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後三年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとすること。（附則第二条第二項関係）
- 3 政府は、1及び2に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検

討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。（附則第二条第三項関係）

### 三 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとすること。（附則第三条から第十五条まで関係）